明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八二）　二
○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（同八三）　九
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　一〇
〔規　則〕
○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一八―二八）　一三
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―八九）　二〇
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（同一七―〇―一三一）　二〇
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一五）　二〇
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一六）　二一
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一七）　二一
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（厚生労働一九九）　二三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一六七五）　二三
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一六七六）　二六
○肥料の登録が失効した件（同一六七七）　二六
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一六七八）　二七
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一六七九）　二七
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一六八〇）　二七
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一六八一）　二七
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成二十一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一〇）　二八
人事院規則八―一八（採用試験）別表第3国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号ロ及び第2号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロ及び第2号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第1号ロ及び第2号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第1号ロ(2)、第2号ロ(2)、第3号ロ(1)及び(2)、第4号ロ(1)及び(2)並びに第7号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第1号ロ及び第2号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　二六
国家試験
令和二年度一級建設機械施工技術検定及び二級建設機械施工技術検定の実施について（国土交通省）　二九
令和二年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定の実施について（同）　四三
令和二年度一級建築施工管理技術検定及び二級建築施工管理技術検定の実施について（同）　四四
令和二年度一級電気工事施工管理技術検定及び二級電気工事施工管理技術検定の実施について（同）　四七
令和二年度一級管工事施工管理技術検定及び二級管工事施工管理技術検定の実施について（同）　五二
令和二年度一級電気通信工事施工管理技術検定及び二級電気通信工事施工管理技術検定の実施について（同）　五五
令和二年度一級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について（同）　五五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一一

（以下次のページへ続く）